

一般県道砂原四方寄線(砂原工区)

事業評価に伴う将来交通量推計等業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条 (総則)

本特記仕様書は、「一般県道砂原四方寄線(砂原工区)事業評価に伴う将来交通量推計等業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

なお、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、設計業務等共通仕様書(令和6年9月熊本市)(以下「仕様書」という。)に準拠しなければならない。

第2条 (法規遵守)

関係諸法規等の遵守については、違反のなきように十分注意しなければならない。

第3条 (機密の厳守)

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第4条 (履行期間)

契約日から令和8年(2026年)3月31日まで

※熊本市議会令和8年第1回定例会において、繰越承認を得たうえで適正履行期間に変更する。適正履行期間は、契約日から令和8年(2026年)6月1日までとする。

第5条 (TECRISの登録)

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たな

い場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第6条（疑義）

- (1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- (2) 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第7条（管理技術者）

管理技術者は、以下のいずれかの者でなければならない。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」または「都市及び地方計画」に限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設一道路」または「建設一都市及び地方計画」に限る。）とするものに合格し同法による登録を受けている者
- ② RCCM（「道路」または「都市計画及び地方計画」）の資格を有する者

第8条（照査の実施）

- (1) 本業務では、照査技術者を定めたうえで照査を実施しなければならない。
- (2) 照査技術者は、以下のいずれかの者でなければならない。
 - ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」または「都市及び地方計画」に限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設一道路」または「建設一都市及び地方計画」に限る。）とするものに合格し同法による登録を受けている者
 - ② RCCM（「道路」または「都市計画及び地方計画」）の資格を有する者
- (3) 照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について、調査職員と協議するものとする。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める、または調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

なお、業務の節目とは、下記のとおりとする。

 - ① 業務内容確認時
 - ② 中間時（諸条件設定状況及び検討結果の確認時）
 - ③ 最終時（成果品の確認）

④ その他、調査職員が指示した時

第9条（訂正）

業務終了後といえども、成果に誤りが合った場合は、受託者は責任を持って直ちに訂正しなければならない。

第10条（資料等の貸与）

- (1) 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。なお、貸与中であっても発注者が求めた際には返却するものとする。
- (2) 貸与する資料については以下の通り。なお、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。
 - ① 過年度成果品（予備設計、詳細設計、用地測量、交通量推計等）
 - ② 砂原工区の新規事業評価資料（令和3年度）
 - ③ 池上工区及び池上インター線の事業再評価資料（令和4年度）
 - ④ 供用目標年までの事業計画（予算）資料
- (3) 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議する

第11条 業務計画

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他
- (12) 調査職員が指示するもの。

第12条（報告書の作成）

- （1）本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- （2）電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- （3）電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品の対象外とした書類は、紙媒体により2部とする。
- （4）成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- （5）電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合には、別途協議する。
- （6）成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路整備課西環状道路推進室とする。

第13条（週報）

毎週月曜日に先週の作業報告をまとめた成果及び今週の作業予定を記した週報を提出しなければならない。週報の提出方法についてはメールを基本とする。

第14条（ウィークリースタンス）

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリー実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取組むものとする。

第15条（業務上の疑義）

- （1）業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- （2）検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1条（目的）

本委託は、令和4年度に新規事業化された一般県道砂原四方寄線（砂原工区）について、事業計画等の見直しを行うとともに、将来交通量推計、費用便益分析、アウトカム指標の算定を実施し、それぞれ熊本市公共事業再評価監視委員会における審査資料等の作成を行うことを目的とする。

第2条（業務内容）

（1）計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し調査職員に提出するものとする。

（2）事業計画見直し

事業計画見直しに関する以下の項目について、必要な検討を行った上で資料を作成する。

① 事業費の再算定

貸与資料等を基に事業費の再算定を行う。

② 事業期間の精査

事業費の再算定に伴う事業期間の精査を行う。

③ 事業費変更の原因整理

事業費の再算定に基づき新規事業化時から事業費変更となった原因の整理を行う。

④ 事業費縮減対策の効果とりまとめ

これまでの検討で行った事業費縮減対策の効果とりまとめを行う。

⑤ 事業費縮減対策の提案

今後事業費等を縮減するために行うべき手法等について提案・整理する。

（3）将来交通量推計

将来交通量推計は、将来交通量推計は、H27年現況交通量配分と、R22年将来交通量推計を実施する。なお、平成27年度道路交通センサスに基づくOD表（現況・将来）より作成した、熊本県内の推計業務データ（OD表、座標データ、リンクデータ、QV条件等）を貸与する。

① OD表（現況・将来）の作成

貸与資料を基に本業務で用いるOD表（現況・将来）を作成する。

② ネットワーク（現況・将来）の作成

貸与資料を基に、本業務に用いるネットワークデータ（現況・将来）を作成する。
将来ネットワークには、事業化済みの熊本環状連絡道路等を考慮する。

③ 現況交通量配分

作成したOD表（現況）とネットワークデータ（現況）を用いて、H27年現況交通量配分を実施する。算定した現況交通量配分結果については、H27年度道路交通センサスの調査結果との再現性を確保する。

④ 将来交通量推計

現況の再現性が確保されたデータを基に、OD表（将来）とネットワークデータ（将来）を用いて、R22将来交通量推計を実施する。推計ケースは下記6ケースとする。

ケース1：下硯川IC～砂原IC	整備無し
ケース2：花園IC～砂原IC	整備無し
ケース3：池上熊本駅IC～城山IC～砂原IC	整備無し
ケース4：池上熊本駅IC～城山IC	暫定2車線
ケース5：池上熊本駅IC～城山IC～砂原IC	暫定2車線
ケース6：池上熊本駅IC～城山IC～砂原IC	完成4車線

(4) 費用便益分析

①費用便益分析

(2) ①事業費の再算定による年次別概算事業費、市貸与資料、(3) ④将来交通量推計の結果を用いて、「費用便益分析マニュアル（令和7年2月改定 国土交通省道路局 都市局）」に基づき下記パターンの費用便益分析を算出するものとする。

なお、砂原工区として単独で区間評価するほか、道路ネットワークとして全区間（砂原IC～下硯川IC）をまとめた一体評価を行うこととする。

(砂原工区のみ単独評価)

パターン1：暫定形・段階供用考慮 [ケース3とケース4・5]

パターン2：完成形・段階供用考慮 [ケース3とケース4・5・6]

(砂原IC～下硯川IC一体評価)

パターン3：暫定形・段階供用考慮 [ケース1とケース2・3・4・5]

パターン4：完成形・段階供用考慮 [ケース1とケース2・3・4・5・6]

② 感度分析

パターン1、3における感度分析も算定する。感度分析は「交通量±10%」「事業費±10%」、「事業期間±20%」の変動幅により算定する。

③ 多様な便益・効果の算定

参考値として、多様な便益（走行時間信頼性向上便益、CO2排出削減便益）及びその他多様な効果（救急医療活動・地域産業・観光産業の支援等）の算定を行う。また、それ以外にも見込める効果があるか検討すること。

(5) アウトカム指標の算定

①客観的評価指標の算定

様式1の中で算定が必須となっている次の4指標の算定を行う。

- ・並行区間等／現道等の年間渋滞損失時間及びその削減率
- ・対象道路の整備により削減される自動車からのCO2排出量
- ・並行区間等／現道等における自動車からのNO2排出削減率
- ・並行区間等／現道等における自動車からのSPM排出削減率

なお、算定方法は「客観的評価指標の定量的評価指標の算出手法について 国土交通省 平成15年11月25日事務連絡」にもとづくものとする。

② 所要時間の算定

様式1の中で算定が必要な所要時間の短縮効果について算定を行う。

H27道路交通センサス調査結果を用いて、事業が未整備時、整備時における各種所要時間の算定を行い、所要時間の短縮効果の算定を行う。

(6) 分析結果とりまとめ

費用便益分析、アウトカム指標の算定結果のとりまとめ、事業区間の整備効果を整理する。

(7) 公共事業評価監視委員会の資料作成

事業に関する情報（担当課より提供）と既往統計情報、各種公表資料等を活用し、公共事業再評価対象事業の対象路線周辺に関する人口や交通状況等の社会情勢変化を整理し、以下の資料を作成する。また、事業費の増額理由やコスト縮減対策について整理を行う。

① 再評価個表：熊本市の再評価個表様式を作成

② プレゼン資料：公共事業評価監視委員会に使用するパワーポイントの作成

- ③ 現地説明用資料：公共事業評価監視委員会に使用する現地説明用パネル作成
- ④ 再評価結果資料（国）：国の公表様式の作成

(8) 報告書の作成

業務成果を取りまとめ、成果品を作成する。

(9) 照査

第1章第7条に基づき照査を実施し、照査報告書として提出する。

(10) 打合せ協議

打合せ協議回数は、業務着手時、中間（3回）、納品時の計5回とする。

管理技術者は各会議に出席することを基本とするが、中間打合せに限り、管理技術者の出席が困難な場合には、受託者の負担によりWeb会議等を開催することも可とする。
なお、成果品納入時には照査技術者も会議に出席すること。